

社会福祉法人春日野園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日野園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会出席及び評議員会出席の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が必要な場合は、それを支払うことができる。

(役員業務及び評議員業務等の報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 交通費の実費が必要な場合は、それを支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が必要な場合は、それを支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限

り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日より適用する。
- 2 この規程の施行に基づき、社会福祉法人春日野園役員等費用弁償規程は廃止する。

別表1 (理事会及び評議員会)

名 称	報 酬 額
理 事 会 出 席	3,000円
評 議 員 会 出 席	3,000円

ただし、保育園業務に直接関係しない国家資格に基づく資格を有し、その資格に基づく職業に就いている者が出席した場合は、10,000円とする。

別表2 (理事会及び評議員会以外)

名 称	報 酬 額
理 事 長 等 業 務 (日 額)	3,000円
理 事 業 務 (日 額)	3,000円
監 事 監 査 指 導 等 (日 額)	3,000円
評 議 員 業 務 (日 額)	3,000円

ただし、保育園業務に直接関係しない国家資格に基づく資格を有し、その資格に基づく職業に就いている者が従事した場合は、10,000円とする。

別表3 (旅費)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実 費	16,000円	実 費